



## 感染症法の5類とは？

5月7日まで、新型コロナは、主に2つの法律で感染対策がされていました。感染症法と新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)です。感染症法は、患者や濃厚接触者への対策を定めています。特措法は、社会や国民にしてもらう対策を記しています。

まず、感染症法は、感染力や重症化するかなどの観点で、1~5類に分けています。分類ごとに対策も異なります。最も危険なのが1類で、エボラ出血熱やペストなどが指定されています。

ペストが1899年に海外から日本に持ち込まれたときは27年間流行し、2420人が死亡しました。新型コロナは、これまでは1類~5類に当てはまらない「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられていました。これは1類並みの厳しい対策ができる分類です。さらに新型コロナの患者には、1類にもできない外出自粛要請をすることもできました。

次に特措法は、政府が緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置を発令することができます。それにより、野球場やコンサート会場などの観客を減らしたり、飲食店の営業時間の短縮を要請したりすることができたのも記憶に新しいところです。

それでは5類になるとどうなるのでしょうか？5類は最も危険度が低い分類です。「新型」ではない「季節性インフルエンザ」や、はしかなどが指定されています。政府は、緊急事態宣言や外出の自粛要請をできなくなり、全ての患者数の把握をする必要がなくなります。また、「新型インフルエンザ等」という分類から外れると、自動的に特措法の対象ではなくなります。

しかし、小中学生などの出席については、「学校保健安全法」という法律で決められています。今、子供たちが新型コロナに罹った場合、出席停止となる期間は「**発症翌日から5日間経過し、かつ症状軽快後1日程度が経つまで**」となっています。

5類になった現在、感染症法では「外出自粛要請」などはできませんが、学校保健安全法によって、学校では社会とは異なる対応ができるのです。

## 少しお疲れモードの子供たち

朝から教室をまわっていると、あくびをしている子供や、疲れた表情をしている子供たちを見かけました。子供たちに昨日は何して過ごしたのかを尋ねると、運動会に向けて踊りの練習をしたり、運動会に向けた自分のめあてを実践したりと、運動会に向けて頑張っていることを教えてもらいました。ただ、子供たちには運動会には万全の体調で臨んで欲しいと思いますので、運動会に向けて早寝早起きや栄養のある食事をとってもらって、備えて欲しいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。



		消毒	就業制限	入院勧告	交通制限	外出自粛要請
感染症法に基づく分類	新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○	○
	1類 エボラ出血熱、ペスト	○	○	○	○	—
	2類 結核、SARS	○	○	○	—	—
	3類 コレラ、腸チフス	○	○	—	—	—
	4類 黄熱、狂犬病	○	—	—	—	—
	5類 季節性インフル、はしか	—	—	—	—	—